

副 本

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原 告 デニズ・ほか1名

被 告 国

準備書面(7)

令和7年1月21日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

被告指定代理人

川 勝 庸 史

白 石 あ い

迎 雄 二

北 潟 丈 晴

中 富 晶 子

竹 内 基 司

湯 本 麻 依

石 川 豊

平 野 旭 美

吉 水 祐 介

若	月	奈緒美
六	車	且
古	川	佳奈
勝	山	拓真
佐	藤	彰洋
廣	川	一己
筒	井	詩織
石	山	祥太郎
上	田	博亮
杉	本	剛
内	山	議二
真	隅	賢
藤	澤	賀津雄
官	本	勝義
小華和		肇

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。

なお、敢えて略語を用いない場合もある。

原告デニズ	原告デニズ・
原告サファリ	原告サファリ・ディマン・ヘイダー
入管法	出入国管理及び難民認定法(令和5年法律第56号による改正前のもの)
東日本センター	入国者収容所東日本入国管理センター
東京入管	東京入国管理局又は東京出入国在留管理局
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会
一般的意見	自由権規約第40条4に基づき自由権規約委員会 が作成した一般的な性格を有する意見
本件原告デニズ収容	東京入管主任審査官が平成20年6月16日付け で発付した原告デニズに係る退去強制令書(本件原告 デニズ退令)に基づく原告デニズの収容
本件原告サファリ収容	東京入管主任審査官が平成22年3月3日付けで 発付した原告サファリに係る退去強制令書(本件原告 サファリ退令)に基づく原告サファリの収容
本件各収容	本件原告デニズ収容及び本件原告サファリ収容
国賠法	国家賠償法
移住グローバル・コンパクト	平成30年12月10日・11日に国連総会にお いて採択された「安全で秩序ある正規移住のための グローバル・コンパクト」という国際的な文書
原告デニズ調書	令和6年10月29日に行われた原告デニズに対 する尋問の結果を記載した本人尋問調書

原告サファリ調書

令和6年10月29日に行われた原告サファリに
対する尋問の結果を記載した本人尋問調書

被告は、本準備書面において、令和6年10月29日に実施された原告らの本人尋問の結果を踏まえ、必要と認める範囲で従前の主張を整理し、補充する。

第1 はじめに

原告らは、退去強制を受ける者の収容に関する入管法52条5項が自由権規約第9条1又は4に反し、また、原告らに対する本件各収容が自由権規約第9条1又は4に反するものであり、これによって精神的苦痛及び身体的苦痛を被ったなどと主張して、自由権規約第9条5に基づく損害賠償(訴状45ページ)又は国賠法1条1項に基づく損害賠償及びこれらに対する遅延損害金の支払を求める。

しかし、自由権規約第9条5を直接の根拠とする損害賠償請求が可能であるとする原告らの主張に理由がないことは、被告準備書面(5)第2(4ないし9ページ)で述べたとおりである。また、国賠法に基づく原告らの請求も、これまでに被告が主張し、更に以下において、原告らの本人尋問の結果を踏まえて補充しつつ述べるとおり、理由がない。

第2 入管法52条5項が有効なものとして本件各収容をしたことについて、国賠法上の違法は認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、入管法52条5項が自由権規約第9条1及び4に違反して無効であるから、東京入管主任審査官が入管法52条5項に基づき本件各収容の決定をしたことが法的根拠を欠き違法であるとして、国賠法に基づく損害賠償請求が認められるべき旨を主張する(訴状45ないし47ページ、原告第2準備書面10ないし28ページ、原告第4準備書面21及び22ページ、原告第5準備書面25ないし27ページ)。

2 被告の反論

- (1) しかし、まず、被告準備書面(4)第2の2(1)及び(2)(7ないし11ページ)で述べたとおり、一定の解釈に基づく法律の執行が、後にその解釈に争いが生じ、結果的に裁判所がその解釈を採用しなかったとしても、それが相当の根拠を有し、あり得る合理的な解釈の一つといえるものであれば、この解釈に基づき法律を執行した公務員は、その職務の執行に当たって、通常尽くすべき注意義務を尽くしたものであるというべきであり、国賠法上の違法は認められない。

本件についてみると、被告準備書面(4)第2の2(4)(11及び12ページ)で述べたとおり、東京入管主任審査官が本件各収容を行った当時、自由権規約第9条1及び4を踏まえても入管法52条5項が有効であるという解釈は、特段の疑問を持たれていないか、少なくとも相当の根拠を持っていたものであることが明らかであるから、東京入管主任審査官が入管法52条5項を有効なものとして本件各収容に関する決定をしたことに上記注意義務への違反はなく、職務上の法的義務に違反するものではない。

- (2)ア 次に、前記(1)の点をおくとしても、答弁書第5の3(50ないし54ページ)で述べたとおり、原告らが前記1の主張の根拠とする自由権規約委員会の一般的意見等、恣意的拘禁作業部会の意見及び移住グローバル・コンパクトは、いずれも法的拘束力を有するものでない。そして、入管法の規定及び実際の運用に照らせば、退去強制手続における原則収容主義に基づく収容が、合理性を欠いた恣意的なものであるなどということはできないし、収容の手続についても法定されており、司法上及び行政上の救済手続が保障されている。

したがって、退去強制令書の執行に基づく収容に当たり恣意性が入り込む余地はないから、原則収容主義を前提とした入管法の規定自体が自由権規約第9条1に反する余地はない。

- イ また、答弁書第5の5(64ページ)で述べたとおり、自由権規約第9

条4は、身体の拘束に当たって、必ず事前に裁判所が関与すべきことを明示的に義務付けているものではないし、我が国において、退去強制令書等の発付を受けて収容されている者は、行政事件訴訟法又は人身保護法により、収容の適法性について裁判所の判断を求めることが可能である。

したがって、入管法の定める収容手続は、自由権規約第9条4に反するものではない。

- (3) 以上によれば、入管法52条5項が有効であることを前提として東京入管主任審査官が本件各収容をしたことについて、入管法52条5項の解釈の誤りを理由とする国賠法上の違法はない。

第3 本件各収容は自由権規約第9条1及び4に反するものでないこと

1 原告らの主張

原告らは、入管法52条5項が有効であるとしても、本件各収容は自由権規約第9条1が求める合理性・必要性・比例性の要件を満たさず、また、同条4が求める司法審査の要件も満たさない旨主張する(訴状36ないし44ページ、原告第6準備書面23及び24ページ、原告第7準備書面3ないし12ページ、原告第9準備書面3ないし14ページ)。

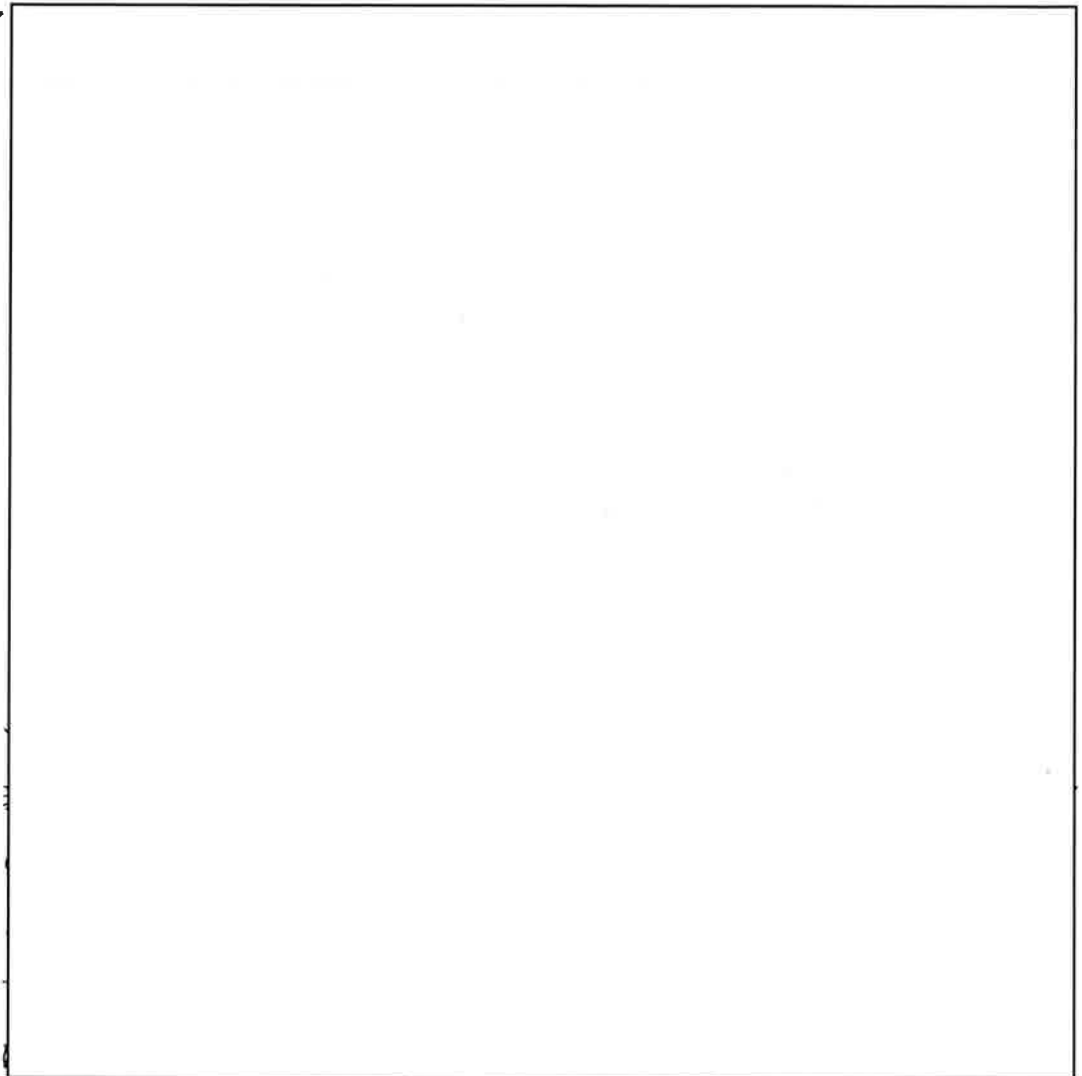
しかし、以下において述べるとおり、本件各収容は自由権規約第9条1及び4に反するものでない。

2 本件原告デニズ収容は自由権規約第9条1に反するものでないこと

- (1) 原告らは、本件原告デニズ収容について、各収容の開始時点において、逃亡のおそれはなく、収容の必要性を基礎づける事情が存在しなかったなどと主張する(原告第6準備書面10ないし15ページ、原告第9準備書面6ないし10ページ)。
- (2) ア しかし、そもそも、入管法52条及び54条は、退去強制を受ける者に逃亡のおそれがあることや健康状態の支障がないこと、収容が長期間にわ

たらないことなどを、収容の要件として規定しておらず、仮放免しないことの要件としても規定していない。

イ



ウ また、被告準備書面(6)第1の2(2)イ(6ページ)で述べたとおり、令和元年8月16日の4回目の収容及び同年11月7日の5回目の収容(原告らがいうところの原告デニズ収容②及び原告デニズ収容③)は、いずれも、原告デニズが、仮放免を求めて官給食の拒食を行い、体重の減少等が見られたことを踏まえ、健康状態に対する配慮を優先して仮放免されていたが、その健康状態が回復したことを確認した上で行われたものである(乙B1)。

この点、被告準備書面(6) 6 ページで述べたとおり、仮放免を求めて官給食の拒食を行うことは、それ自体、退去強制令書の執行妨害行為にほかならず、そのような行為に及ぶ者については在留活動を禁止する必要性が高く、逃亡のおそれの蓋然性も高いと判断せざるを得ない。そして、原告デニズは、陳述書(甲B 2 1)においては、再収容される前に体重測定されることはなかった旨記載していた(5及び6 ページ)が、本人尋問においては、令和元年に収容された時に毎回体重、体温及び血圧が測定されていたことを認めており(原告デニズ調書1、24ないし26 ページ)、原告デニズが収容に耐え得る状態であることを再収容の前に確認されていたことは明らかである(乙B 1、乙B 4の2・36枚目、乙B 4の3・39枚目、乙B 11、乙B 12)。

なお、原告デニズは否定しているものの(原告デニズ調書26 ページ)、上記4回目の収容の際には、収容当日に医師による診察が行われており、収容に耐えられない状態であることをうかがわせる医師の所見等は示されていないし(乙B 4の2・1枚目)、上記5回目の収容の際には、収容4日後の令和元年11月11日に健康診断がされ、「正常範囲内、異常なし」との結果であった(乙B 4の3・1枚目)。

エ さらに、原告デニズは、前述したとおり、仮放免中に有罪判決を受けたことに加え、収容中に、職員に対し、大声で怒鳴り付ける、暴言を吐く、唾を吐き付ける、突き飛ばす、蹴るなどの行為に及び、また、収容施設の扉を複数回にわたり叩いたり、蹴ったりするなどの行為に及び、職員の制止に従わないといった遵守事項違反を繰り返していた(乙B 6ないし10)。

この点について、原告デニズは、本人尋問において、上記の出来事について問われたのに対し、その経緯について述べるものの、当該出来事があったこと自体はおおむね認めている(原告デニズ調書18ないし2

1、26ないし30ページ、)。なお、原告デニズは、「収容中に大声を出したり、ドアをたたいていたのは私だけではありません。」(同29ページ)、「その担当に対してドアをたたくとか、大声を上げるというのは私だけがやっていたことじゃないんですね。みんながその担当に対してプロテストのする意味で、そういった行為をしていました。」(同30ページ)などと供述して、遵守事項に違反したことを反省する態度を見せていない。これによれば、原告デニズは、むしろ、他の被収容者にも同様の問題があったとして、自身の行動が正当化されると考えているようにもうかがわれるが、失当である。

オ 入管法54条2項による仮放免の考慮要素には「収容されている者の情状」や「性格」が含まれるところ、前記エのような原告デニズの素行等に鑑みれば、原告デニズは、在留活動を禁止する必要性の観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免の判断を慎重に行われなければならない者であったことは明らかである。

カ 以上によれば、原告デニズの個別の事情を踏まえても、原告デニズを仮放免しなかったことに相当性があり、本件原告デニズ収容について、収容の必要性がないとは認められないから、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

3 本件原告サファリ収容は自由権規約第9条1に反するものでないこと

(1) 原告らは、本件原告サファリ収容についても、逃亡のおそれがなく、収容の必要性がなかったなどと主張する(原告第6準備書面16ないし23ページ、原告第9準備書面10ないし14ページ)。

(2) ア しかし、前記2(2)のとおり、入管法52条及び54条は、逃亡のおそれがあることなどを収容することの要件としておらず、仮放免しないことの要件ともしていない。

イ この点において、原告サファリの個別の事情を踏まえて述べると、被告

準備書面(6)第1の3(2)(7ページ)で述べたとおり、原告サファリは、在留期限である平成4年2月9日を超えて本邦に不法残留した後、10年以上を経過した平成14年10月1日に東京入管に出頭したものの、その約3年後の平成17年8月に、在宅での違反調査中に所在不明となり、平成22年1月14日に摘発されて收容令書の発付を受けて收容され、同年3月3日には退去強制令書の発付を受けている。また、平成28年6月8日の2回目の收容は、原告サファリが、退去強制手続の途中で所在不明となった上、原告サファリ退令発付後の仮放免中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事しており、在留活動を禁止する必要性の観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免の判断を慎重に行わなければならない者であったことを踏まえてなされたものである。

この点に関連して、原告サファリは、本人尋問において、「当時私たちが来たときは(中略)みんなオーバーステイだったから、それが普通だったから」、「当時は全然それはオッケーだったから」(原告サファリ調書34及び35ページ)などと供述し、不法残留したことに問題がなかったかのような認識を示すが、不法残留者がほかにもいたからといって、それが違法であることに変わりはないし、仮放免中の不法就労についても、「泊めてもらってたから手伝ってあげる。」(同32ページ)、「恩受けてるわけだから恩返しとしてちょっとだけ社長いない間に、その帰ってくるまではいたんですけど。」(同33ページ)などと述べ、宿泊場所を食事の提供を受けていた代償として、原告サファリが住み込んでいた中古車販売店の店番をしていたことを認めている。

したがって、原告サファリを仮放免しなかったことには相当性があり、收容の必要性がないとは認められない。

ウ また、令和元年8月14日の3回目の收容、同年10月31日の4回目の收容及び令和2年1月21日の5回目の收容は、いずれも、原告サファ

りが、仮放免を求めて官給食の拒食を行い、体重の減少等が見られたことを踏まえ、健康状態に対する配慮を優先して仮放免されていたが、その健康状態が回復したことを確認した上で行われたものであって、前記2(2)ウでも述べたとおり、仮放免を求めて官給食の拒食を行う者については、在留活動を禁止する必要性が高く、逃亡のおそれの蓋然性も高いと判断せざるを得ない。

この点について、原告サファリは、その本人尋問において、令和元年8月、同年10月、令和2年1月の上記各収容の前に、体重、体温及び血圧が測定されたことを認めており（原告サファリ調書15、20及び23ページ）、原告サファリが収容に耐え得る状態であることを再収容の前に確認されていたことは明らかである（乙C2・2ないし4枚目、乙C4の2・1及び18枚目、乙C4の3・1及び11枚目、乙C4の4・1枚目、乙C7ないし乙C9）。そして、原告サファリは、少なくとも令和元年8月及び同年10月の収容当日、東京都町田市内の指定住居地から、東京都港区内の東京入管まで、一人で、電車とバスを乗り継いで出頭したと述べていることから（原告サファリ調書37及び38ページ）、原告サファリが収容に耐え得る状態であったことは明らかである。

なお、原告サファリは記憶がないなどと供述するものの（原告サファリ調書37ページ）、上記各収容の際、いずれも収容当日に医師による診察が行われており、収容に耐えられない状態であることをうかがわせる医師の所見等は示されていない（乙C4の2ないし4の各1枚目）。

エ さらに、原告サファリは、3回目の収容中であった令和元年10月、東日本センター職員に対し、「仮放免許可をする気もないのであれば、自分たちは入管に対して何らかの行動を起こすしかない。」「自分たちは、この行動によって刑務所に行く覚悟もできている。」（乙C6）などと述べて、収容施設内において他の被収容者と集団で犯罪行為に及ぶことを示唆するな

ど、極めて不穏当な言動に及んでいたものである。

この点について、原告サファリは、本人尋問において、上記事実を否定しているものの（原告サファリ調書17ページ）、その陳述書（甲C8）に「いつまで待っても仮放免をくれないから、どういうことなのかと被収容者何人かで口頭で抗議したことはあった」（13ページ）ことは認めている。原告サファリは、本人尋問において、被告指定代理人に対し、声を荒げて大声で、「それ意味、どういう意味だよ。（中略）あんたも何か入管と一緒に。」（原告サファリ調書40ページ）と述べ、怒りの感情をあらわにして敵対的な姿勢を見せており、かかる供述態度からもうかがわれるように、原告サファリが被収容者複数人と収容中に行った上記抗議は、穏当なものでなかった。

オ 入管法54条2項による仮放免の考慮要素には「収容されている者の情状」や「性格」が含まれているところ、前記エの原告サファリの素行等に鑑みれば、原告サファリが、在留活動を禁止する観点からも、逃亡のおそれの観点からも、仮放免の判断を慎重に行わなければならない者であったことは明らかである。

カ 以上によれば、原告サファリの個別の事情を踏まえても、原告サファリを仮放免しなかったことに相当性があり、本件原告サファリ収容について、収容の必要性がないとは認められないから、原告らの前記(1)の主張は理由がない。

4 本件各収容は自由権規約第9条4に反するものでないこと

答弁書第5の5(3)(64及び65ページ)で述べたとおり、原告らにおいて、行政事件訴訟法又は人身保護法に基づいて、本件各収容の適法性を争う訴えや申立てをすることが妨げられていたといった事情は何ら認められず、現に、原告らは、仮放免許可の義務付けの訴えや同訴えについて仮の義務付けを求め、その中で収容の適法性を争うなどの訴えを提起し、自由権規約第9条4で定め

られた権利を行使していたものといえるから、本件各収容は、自由権規約第9条4に反するものではない。

5 小括

以上によれば、本件各収容は、自由権規約第9条1及び4に反するものではなく、前記1の原告らの主張には理由がない。

第4 結語

以上の次第で、原告らの請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上